

# Hondaパワープロダクツ 賠償責任保険

## 賠償責任保険（施設所有管理者特約条項セット）

### 1. 保険概要 / 保険金をお支払いする主なケース

日本国内において、Hondaパワープロダクツの所有・使用・管理により第三者の身体に障害を与えたり、他人の物を壊した事等によって法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および諸費用をお支払いします。

なお、被保険者はHondaパワープロダクツの所有者・使用者・管理者の方となります。

- ・損害賠償金：示談・調停・裁判上の和解・判決等により確定した賠償金
- ・訴訟費用：訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 など
- ・その他費用：被害者に対する応急手当、緊急措置などに要した費用 など

#### <共同購入者間の補償について>

製品使用者と被害者が第三者の場合、被保険者相互間で発生した事故も補償対象となります。

例) 自治会員Aが自治会で購入した除雪機を使用した際、自治会員Bの車を傷つけてしまった など

### 2. 保険金をお支払いできない主なケース

- ・故意によって生じた賠償責任
- ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・屋根、とい、扉等から入る雨または雪等による財物の破壊に起因する賠償責任
- ・被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊についてその財物に対し正当な権利を有する者に対する賠償責任
- ・地震・噴火・津波によって被った賠償責任 など

### 3. 対象となる主なHondaパワープロダクツ

除雪機、耕運機、刈払機、発電機、高圧洗浄機、運搬機、芝刈機、草刈機、動力噴霧機、Miimo、可搬型外部給電器（power exporter 9000） など

### 4. 保険金額 / 保険料

#### <保険金額>

対人賠償：1名・1事故 1億円（免責金額 1千円）

対物賠償：1事故 1,000万円（免責金額 1千円）

#### <保険料>

保険期間1年間・一括払

**1台あたり保険料：8,000円**

このご案内は、「賠償責任保険（施設所有管理者特約条項セット）」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

モビリティ第二部 営業第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3302

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

#### ●お問い合わせ先（取扱代理店）

ホンダ開発株式会社 保険サービス部

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39

TEL 048-452-5815

受付時間 平日の午前9時30分から午後5時30分まで

（土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます）